

令和5年第5回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和5年5月10日（水） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所11号会議室

出席委員 14人

内田 浩明（会長）
古城 義郎（副会長）
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
濱崎 仁道
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

農業委員会事務局出席者

局長 濱村 真光
次長 田中 雅之
書記 徳永 彩
書記 土山 美香
書記 平田 龍朗

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用集積等促進計画について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定等による合意解約通知について

報告第16号 農地法第3条の3第1項の届けについて

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和5年第5回総会を開催致します。本日は14名中14名出席ですので総会は成立しています。本日は議題6件、報告事項2件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

5件です。

受付番号1

（譲渡人）福岡市東区香椎台二丁目の個人

（譲受人）荒尾市蔵満の個人

（土地の所在地）蔵満の畑、面積542㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

申請地は譲受人自宅に隣接する農地です。

現地の状況ですが、管理された状態です。譲受人は現在も所有農地で野菜を耕作されておりますが、日当たりが悪く、もっと条件の良い土地を取得したいとのことで、申請地でも同様に野菜等を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号2

（譲渡人）福岡市東区香椎台二丁目の個人

（譲受人）荒尾市蔵満の個人

（土地の所在地）蔵満の畑、面積830㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

申請地は市道を挟んで東側に申請地があり西側に譲受人自宅があります。

現地の状況ですが、きちんと管理されております。譲受人は92歳と高齢です

が、子が1～2年後退職して帰ってこられる予定で、一緒に野菜等を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 愛知県愛知郡東郷町白鳥四丁目の個人

(譲受人) 荒尾市金山の個人

(土地の所在地) 金山の畑、面積 1,572 m² 外 2 筆 合計 5,203 m²

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

譲受人は申請地の隣接地を耕作していたこともあり、今回土地を譲り受けることになったそうです。

現地の状況ですが、3筆のうち1筆は雑草や木が茂って荒れておりますが、この土地はもともと水がうまく引けず、譲渡人も遠方に住んでいたこともあり、どうしようもなく耕作を断念しておられたそうです。今後は水路を整え、徐々に耕作出来る状態にしていく予定とのことです。取得後は、唐芋・カボチャ・じゃがいも等の野菜を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 4

(譲渡人) 荒尾市牛水の個人

(譲受人) 荒尾市牛水の個人

(土地の所在地) 牛水の畑、面積 1,432 m²

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

申請地は譲受人自宅に隣接する農地です。

現地の状況ですが、譲受人は高齢である譲渡人に代わって何年も畑を管理しておられたそうです。また、譲受人は自宅の一部を畑として果樹や野菜を耕作しており、申請地でも同様に果樹や野菜を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 5

(譲渡人) 荒尾市水野の個人

(譲受人) 荒尾市水野の個人

(土地の所在地) 水野の畑、面積 1,111 m² 外 1 筆 合計 2,373 m²

(譲渡理由) 贈与による

(譲受理由) 贈与による

譲渡人と譲受人は祖母と孫の関係であり、祖母から孫への生前贈与によるものです。

現地の状況ですが、申請地は以前は耕作されておりましたが、現在は荒れている状況です。譲受人の父が現在体調を崩しているようで、体調が良くなったら一緒にみかんを耕作されるということです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 **委員**

現地を確認しましたがきれいに管理されていました。通路がありませんでしたが、譲受人の自宅の隣接地なので問題無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 2 **委員**

現地は全体的に良く管理されております。半分は野菜を作られて、半分は耕うんされております。譲受人自宅も市道挟んですぐの隣接地ということで問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。

委員 受付番号1と受付番号2の申請は、令和5年4月の法改正により農地法第3条の許可の要件の一つであった、許可後に譲受人が一定の耕作面積を持っていなければならないという下限面積要件が廃止となったことにより、農地を取得出来るようになったと理解していいのでしょうか。

事務局 おっしゃる通りでございます。今回の法改正により下限面積要件が廃止され、農地を3反以上持っていない方が、譲れるようになったのと、譲り受けられるようになったのと、両方の立場で譲渡できるようになりました。

委員 そういことですので、農業委員の皆さんには理解していただいて、相談があったら買うことが出来るよ、と言っていたらと思います。今後こういった案件が増えていくと思いますのでよろしくお願いします。

議長 この件につきまして他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号3 **委員**

一部雑草等が生えている部分がありましたが、今からきれいにしていかれるとのことで問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号4 **委員**

譲渡人はすでに管理をされており、譲渡人の自宅隣接地ということで問題は無いと思います。道幅も狭く転用など出来ない土地だと思います。柿など植えられており今後も維持していくということです。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 5 委員

譲渡人と譲受人は祖母と孫の関係で、譲受人の父がずっとみかんを作られていたのですが、病気になり今は出来ない状態になっています。周りの農地には迷惑がかからないよう譲受人ご夫婦で管理をしていくとのことで問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請**について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請についてです。

3 件です。

受付番号 1

（貸出人）荒尾市蔵満の個人

（借受人）荒尾市蔵満の個人

（土地の所在地）蔵満の田、面積 885 m² 外 1 筆 合計 917 m²

(貸出理由) 労力不足
(借受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、以前から水田として使用されており、借受後も引き続き水稲を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

(貸出人) 荒尾市蔵満の個人
(借受人) 荒尾市蔵満の個人
(土地の所在地) 蔵満の田、面積 1,007 m²
(貸出理由) 労力不足
(借受理由) 経営拡張

申請地は受付番号 1 の東側の隣接地となります。

現地の状況ですが、以前から水田として使用されており、借受後も引き続き水稲を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 3

(貸出人) 荒尾市宮内出目の個人
(借受人) 荒尾市荒尾の個人
(土地の所在地) 宮内の田、面積 568 m² 外 1 筆 合計 623 m²
(貸出理由) 労力不足
(借受理由) 新規就農

借受人は新規就農ではありますが、農地最適化推進委員に賃貸借の仲介をしてもらっています。

現地の状況ですが、以前から水田として使用されており、借受後も引き続き水稲を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請につ

いては以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号1・受付番号2 委員

申請地は昨年まで米を作られておりました、申請地の周辺の農地では他の人が米を作られております。借受人は自然農法で米作りをしたいとのことでした。自然農法なので消毒は行わないのかということや、収穫量の心配はありますが、今の周りの状況を見ると特に問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号3 委員

新規就農ということでしたが、農地最適化推進委員の方から指導を受けて耕作されるということで、問題無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。

委員 借受人の年齢は何歳くらいでしょうか。

事務局 自営業をされていて67歳です。

議長 是非頑張ってもらいたいと思います。他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請**について事務局から説明をお

願います。

(事務局説明)

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

3 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 荒尾市大島の個人

(譲受人) 荒尾市本井手の個人

(土地の所在地) 本井手の畑、面積 205 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 2 種農地

申請地は隣の雑種地と合わせて取得し事業地とされる計画です。

現地の状況ですが、申請地の北側には太陽光発電設備が設置されています。申請地は周辺農地と高低差がありますが、申請地側が低くなっているため土砂の流出等はなく、耕作に影響が無いよう十分な距離を取って建物を配置される計画です。

申請地は木造 2 階建ての一般住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として使用される計画です。給水は市の上水道より、雨水は浸透枥を設置して浸透処理、生活雑排水・汚水も合併浄化槽で浄化して浸透枥に排出される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

(譲渡人) 荒尾市荒尾の個人 外 1 名

(譲受人) 荒尾市一部の個人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 144 m² 外 1 筆 合計 288 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

申請地の周辺は住宅地となっております。

現地の状況ですが、角地で北側と東側に道路があります。東側に駐車場を設け、西側に住宅を建設される計画です。また、さらに西側の隣接地は農地ですが、現在は耕作されていない状況です。

申請地は木造平屋建ての一般住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として使用される計

画です。給水は市の上水道より、雨水は浸透柵を設置して浸透処理、生活雑排水・汚水は下水道に排水される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 荒尾市樺の個人

(譲受人) 八代市古閑中町の個人

(土地の所在地) 樺の畑、面積 104 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 2 種農地

申請地の南側には農振農用地が広がっており、北側周辺は集落となっております。申請地の登記地目は山林ですが、現況が畑であり農地法の規制を受けるため今回の申請に至っております。

現地の状況ですが、申請地の西側には神社があり、今回神社の隣接地も同時に取得される計画で、地目は山林となっております。申請地側の土地が 1m ほど高くなっておりますが、山林側を 40 cm ほど盛土し、申請地側を同じくらいの高さまで切土して高さを揃えられる計画です。

申請地は木造 2 階建ての一般住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として使用される計画です。給水は市の上水道より、雨水は自然浸透他、宅内浸透柵を設置して浸透処理、生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置し処理水を東側側溝へ排水される計画です。東側を進入口とし、隣接地への土砂の流出を防ぐため、北側の一部分に既存のブロックはありますが、そちらを除いた北、西、南側に新たにコンクリートブロック塀を設置される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 委員

現地は周りの農地から一段下がったところで、周辺農地に問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号2 委員

住宅地として販売されている区画で、西側に畑がありますが一段高くなっております。問題無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号3 委員

申請地は以前消防小屋が建っていた所の隣接地で、周辺農地には問題無いと思います。

議長 譲渡人と譲受人は親子関係です。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請**について事務局から説明をお願いします。

1件です。

受付番号1

（貸出人）荒尾市増永の個人

(借受人) 荒尾市荒尾の法人

(土地の所在地) 荒尾の田、面積 1,373 m² 外 1 筆 合計 1,973 m²

(転用目的) 資材置場で、第 3 種農地

申請地は令和 2 年 4 月に農地改良届けが提出されておりましたが、今回体力的な問題等で耕作や管理することが困難であるということから、理由書の添付がなされております。

現地の状況ですが、以前まで申請地の南側の隣接地を事務所兼駐車場として借りられていましたが、契約満了により現在は退去されております。また、申請地から南に 500m ほど離れた場所に資材置場として土地を借りられていますが、すぐ近くに保育園があるため資材置場には適さないということでこちらも退去される予定です。そのため資材置場が不足しており、今回の申請に至っております。

申請地は資材置場として残土や山砂等の置場、ダンプ駐車場、転回場所及び通路として使用される計画です。なお、平成 29 年 9 月に県北広域本部土木部景観建築課より、建物建築を伴わない資材置場としての利用は開発行為には当たらないことを確認しており、令和 5 年 4 月に再度確認をしております。給水は無く、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しない計画です。土砂の流出を防ぐため、隣接地との間に幅 20 cm ほどの切り下げ部分を作られる計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 委員

申請地の北側には農地が 3 筆あるわけですが。以前はガード側の道路から降りてトラクターで入って行けたのですが、今は通られるような状態ではない。全部埋め立てられ中に入っていけないので、降り口を作ってくださいとお願いしました。貸出人側ではなく隣接地の所有者の農地側に降り口を作ったらどうかと行政書士と話しをしました。そのあたりを所有者ときちんと話し合いをしてくださいと伝えております。今のままの状態では入り口がないので改善するように要望いたしました。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。

委員 北側の農地の所有者は何年も耕作されていないのではないですか。

委員 今は耕作されておりませんが、今後作られる可能性はあると思います。

委員 その時に地権者同士で話し合ってもらえばいいのではないのでしょうか。北側の農地の所有者が長年耕作されていて降り口が無いと困ると言われているなら必要だと思いますが、今の状態で農業委員会のほうから助言はできても強制力はないと思います。

事務局 色々なご意見ありがとうございます。現在耕作はされていませんが、以前農機具が近くに停めてあったことは事務局で確認しています。行政書士には総会の中でこういった審議があったことを伝えて、借受人にも再度伝えてもらいたいと思います。

議長 後々トラブルにならないようお願いします。この件につきまして他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。今回は、令和 5 年 5 月 15 日公告予定です。今回が 5 回目の利用集積計画となっております。7 件の受付で利用権設定の新規設定の 3 年の田が 1,730 m²、新規設定の 10 年の畑が 695 m²、再設定の 5 年の田が 1,460 m²、再設定の 10 年の畑が 3,106 m²、樹園地が 25,214 m²、所有権移転の田が 5,734 m² となっております。第 1 回からの合計は 81,999 m² となっております。

1 件目

(貸し人) 荒尾市金山の個人
(借り人) 荒尾市金山の個人
(利用権を設定する土地) 金山の畑 面積 695 m²

利用目的は野菜で、期間は令和 5 年 5 月 15 日から令和 15 年 6 月 30 日までの 10 年間、借賃は 1 筆当り 10,000 円です。

2 件目

(貸し人) 荒尾市蔵満の個人
(借り人) 荒尾市牛水の個人
(利用権を設定する土地) 蔵満の畑 面積 1,096 m² 外 2 筆 合計 3,106 m²

利用目的は麦で、期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 15 年 6 月 30 日までの 10 年間、借賃は 10a 当り 5,000 円です。

3 件目

(貸し人) 荒尾市本井手の個人
(借り人) 荒尾市上井手の個人
(利用権を設定する土地) 本井手の田 面積 1,460 m²

利用目的は水稻で、期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 5 年間、借賃は 10a 当り物納米 30 kg です。

4 件目

(貸し人) 荒尾市府本の個人
(借り人) 荒尾市府本の個人
(利用権を設定する土地) 府本の樹園地 面積 4,281 m² 外 2 筆
樺の樹園地 面積 1,312 m² 外 7 筆 合計 25,214 m²

利用目的は柑橘で、期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 15 年 6 月 30 日までの 10 年間の使用貸借契約です。

5 件目

(貸し人) 福岡市南区塩原の個人
(借り人) 荒尾市府本の個人
(利用権を設定する土地) 府本の田 面積 1,730 m²

利用目的はナスで、期間は令和5年5月15日から令和8年6月30日までの3年間、借賃は1筆当り25,000円です。

6件目

(譲渡人) 愛知県豊田市柿本町六丁目の個人

(譲受人) 荒尾市高浜の個人

(所有権を移転する土地) 高浜の田 面積707㎡ 外3筆 合計4,480㎡

利用目的は水稻で、対価は4筆合計で1,000,000円です。

7件目

(譲渡人) 埼玉県新座市野火止の個人 外2名

(譲受人) 荒尾市川登の個人

(所有権を移転する土地) 川登の田 面積1,254㎡

利用目的は梨で、対価は500,000円です。

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については以上です。御審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用集積等促進計画**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用集積等促進計画についてです。議案に入る前に農地中間管理機構を介しての貸借手続きの流れにつきまして、法改正により新たに加わった部分についての説明をさせていただきます。新規の受付分については従来どおりの流れとなります。今回から新たに変更になった部分は、貸借の更新、再配分、権利

の移転についてです。貸借の更新、再配分、権利の移転につきましては、農用地利用集積等促進計画という名称になり、これまでは農業委員会総会にかけることなく処理をしていたものですが、今後は促進計画の素案ができた段階で農業委員会総会にて意見を聴取し、その後農地中間管理機構を経て県の認可後、公告、貸付という流れになります。今後こちらの部分が議案として加わってきますのでよろしく願いいたします。それでは内容に移らせていただきます。令和5年度第1回荒尾市農用地利用集積等促進計画案について意見を求めるものです。

農用地の利用権の移転申出書（兼同意書）が出されています。夫から妻への相続による経営引継ぎのための利用権移転になります。移転の時期は令和5年7月1日で残存期間は1年9ヶ月です。

1 件目

（貸し人）荒尾市平山の個人

（借り人）公益財団法人 熊本県農業公社

（利用権を設定する土地）下井手の田 面積 862 m² 外 4 筆

上井手の田 面積 1,073 m² 外 1 筆

本井手の田 面積 1,543 m² 外 5 筆 合計 13,212 m²

利用目的は田で、期間は令和5年7月1日から令和7年3月31日までの1年9ヶ月間の使用貸借契約です。内3筆は賃借権で、借賃は10a当り10,000円で、直接支払いとなっております。

2 件目

（貸し人）荒尾市平山の個人

（借り人）公益財団法人 熊本県農業公社

（利用権を設定する土地）下井手の田 面積 2,017 m² 外 1 筆 合計 3,213 m²

利用目的は田で、期間は令和5年7月1日から令和7年3月31日までの1年9ヶ月間、借賃は10a当り10,000円です。申出書の内容は1件目と同じですが、支払方法が口座払いとなっておりますので1件目と分けての届け出となっております。

議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用集積等促進計画については以上です。御審議の程よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はありませんか。

委員 法改正があったということですか。

事務局 法改正により今までは農業委員会総会の意見を求められませんでした。今後は農業委員会総会の意見を聴取することとなり、貸付まで少し時間がかかることとなります。制度としては農地中間管理機構にこれから先は移行することとなりますので、こちらの案件も増えてくると思います。もし相談等ありましたら契約まで少し時間がかかるということで、早めに手続きをされるよう助言していただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 早めに対応していきたいと思います。この件について他に御意見、御質問はありませんか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは本件について決定します。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

（事務局説明）

報告第15号 農地法第18条第6項の規定等による合意解約通知について 1件

報告第16号 農地法第3条の3第1項の届けについて 1件

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見、御質問を受付けます。何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは本日の議案はすべて終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

- 農振農用地における非農地化の進め方について
- 農地意向カードについて
- 令和5年度20周年記念荒尾マジック釣り大会について

- 全国農業委員会会長大会及び会長・事務局長合同研修会について
- 「農業会議だより」の配布について
- 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会及び委員改選後の臨時総会について

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは、これをもちまして令和5年第5回総会を終了します。